

# ○山梨県警察職場教養に関する訓令

〔 平成 5 年 8 月 12 日  
本部訓令第 13 号 〕

[沿革] 前略…平成 9 年 10 月本部訓令第 23 号 平成 13 年 9 月本部訓令第 16 号

平成 16 年 3 月本部訓令第 6 号 平成 17 年 9 月本部訓令第 14 号

平成 19 年 3 月本部訓令第 5 号 平成 25 年 4 月本部訓令第 7 号

## (趣旨)

第 1 条 この訓令は、山梨県警察教養規則（昭和 30 年山梨県公安委員会規則第 2 号）第 4 条の規定に基づき、警察教養細則（平成 13 年警察庁訓令第 4 号）に規定する職場における警察教養（以下「職場教養」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第 2 条 この訓令における用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「本部所属」とは、警察本部の課、科学捜査研究所、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校をいう。
- (2) 「所属」とは、第 1 号に規定する本部所属及び警察署をいう。
- (3) 「本部執行隊」とは、機動捜査隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊をいう。
- (4) 「警察職員」とは、警察官その他の職員をいう。
- (5) 「一般職員」とは、警察官以外の警察職員をいう。
- (6) 「本部所属長」とは、第 1 号に規定する所属の長をいう。
- (7) 「所属長」とは、第 2 号に規定する所属の長をいう。
- (8) 「本部執行隊長」とは、第 3 号に規定する所属の長をいう。
- (9) 「幹部」とは、巡査部長以上の階級にある警察官又は主任以上の職にある一般職員をいう。
- (10) 「初任科教養」とは、警察学校において、新たに採用された巡査に対して行う基礎的教育訓練の課程をいう。
- (11) 「職場実習」とは、初任科教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。
- (12) 「初任補修科教養」とは、警察学校において、職場実習を修了した巡査に対して行う基礎的教育訓練の課程をいう。
- (13) 「実戦実習」とは、初任補修科教養を修了した巡査に対して行う警察署における教養をいう。

(14) 「採用時教養」とは、初任科教養、職場実習、初任補修科教養及び実戦実習をもって編成する教養をいう。

(職員の心構え)

第3条 警察職員は、警察教養を通じて、職務に係る倫理を保持し、及び適正に職務を遂行する能力を養うとともに、常に自己啓発に努めなければならない。

(教養課長の責務)

第4条 教養課長は、警察本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、また、他の所属長と連携し、職場教養が計画的かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(本部所属長の責務)

第5条 本部所属長は、警察職員に対し、所管事務に関する職場教養が適切かつ効果的に行われるよう努めなければならない。

(所属長の責務)

第6条 所属長は、所属の職員の職務を適正に遂行するための能力を向上させるため、業務の内容及び職場の状況に応じ、職場教養を適切に実施するものとする。

(教養事務担当者)

第7条 職場教養の企画及び実施の徹底を図るため、所属に教養事務担当者を置く。

2 教養事務担当者は、次席、副所長、副隊長、副校長、副署長又は次長をもってこれに充てる。

(教養計画)

第8条 本部所属長は、所管事項について翌年の職場教養実施計画表（第1号様式）を作成し、毎年3月10日までに教養課長に送付しなければならない。

2 教養課長は、前項に規定する職場教養実施計画を取りまとめ、毎年3月20日までに本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、前項の報告に基づき翌年度の山梨県警察職場教養実施計画を策定するものとする。

(教養資料の配布)

第9条 本部所属長は、所管事務について隨時教養資料を作成し、他の所属長に配布しなければならない。

2 所属長は、前項の教養資料を活用するとともに、所属単位の教養資料を作成し、所属の職員に対して教養の徹底を図らなければならない。

3 所属長は、教養資料を発行したときは、四半期ごとにその資料を添えて本部長に報告しなければならない。

(定例教養)

第10条 警察署長（以下「署長」という。）及び本部執行隊長は、定期的に所属の職員を招集して、訓育、実務教養、術科訓練、情操教育等（以下「定例教養」という。）を実施しなければならない。

2 警察本部の職員に対する定例教養は、必要に応じ、教養課長が計画し、実施するものとする。

(小集団活動)

第11条 所属長は、少人数の集団による職務倫理教養又は業務の改善等に関する検討その他の活動を行うよう努めるものとする。

(個人指導の推進)

第12条 幹部は、日常の職務を通じて、職場における部下に対する個人指導を行い、部下の指導及び育成に努めなければならない。

2 職場における個人指導は、別に定める職場指導推進要綱により、具体的な指導を行うものとする。

(職場実習及び実戦実習)

第13条 署長は、初任科教養を修了し、新たに配置された巡査に対して、別に定める職場実習実施要領により、地域警察官として必要な知識及び技能を習得させるため、職場実習を行わなければならない。

2 署長は、初任補修科教養を修了した巡査に対して、別に定める実戦実習実施要領により、採用時教養終了後の本格的実務への移行に対応し得るだけの能力を修得させるため、実戦実習を行わなければならぬ。

3 署長は、職場実習及び実戦実習が採用時教養の一環であることを認識し、その実施に当たっては常に学校長及び教養課長と連携を密にしなければならない。

(実務研修)

第14条 本部長は、捜査実務能力、行政実務能力その他の専門的な能力を向上させるため、必要に応じ、警察職員を職場教養の効果が上がる職場に派遣し、研修を行わせるものとする。

(体育及び術科訓練)

第15条 所属長は、警察職員の気力及び体力を鍛成し、職務遂行に必要な術科技能の向上を図るために、体育及び術科訓練を的確に実施するよう努めるものとする。

2 所属長は、体育を振興するとともに、現場における職権行使に当たる所属の職員に対する実践的な術科訓練を推進するものとする。

(巡回教養)

第16条 本部長は、教養上必要があると認めたときは、関係する本部所属長に巡回教養を実施させ

るものとする。

(その他の職場教養)

第17条 幹部は、第9条から前条までに規定するもののほか、必要に応じ、適切な方法により職場教養を行うよう努めるものとする。

(合議)

第18条 本部所属長は、所管事項について講習その他の職場教養を実施しようとするときは、教養課長に合議をするものとする。

(職場教養実施簿)

第19条 署長及び本部執行隊長は、所属の警察職員に対し教養を実施したときは、その都度、職場教養実施簿（第2号様式）に記載し保管するとともに、毎月5日までに前月行った職場教養の状況を職場教養実施状況報告書（第3号様式）により報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(山梨県警察一般教養の施行に関する訓令の廃止)

2 山梨県警察一般教養の施行に関する訓令（昭和30年山梨県警察本部訓令第3号）及び一般職員の教養カード作成について（昭和40年10月18日付け、甲通達（教）第52号）は、廃止する。

(経過措置)

3 第19条に規定する教養カードについては、この訓令の施行の日以後に作成する教養カードについて適用し、山梨県警察一般教養の施行に関する訓令（昭和30年山梨県警察本部訓令第3号）及び一般職員の教養カード作成について（昭和40年甲通達（教）第52号）の規定により同日前に作成した教養カードについては、なお従前の例による。

改正附則〔中略〕

附 則（平成9年10月16日本部訓令第23号）

この訓令は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成13年9月27日本部訓令第16号）

この訓令は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月15日本部訓令第6号）

この訓令は、平成16年3月19日から施行する。

附 則（平成17年9月6日本部訓令第14号）

この訓令は、平成17年9月9日から施行する。

附 則（平成19年3月29日本部訓令第5号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式 省略